

日中一時支援事業の利用について

◎事業内容

○主たる介護者の就労及び育児支援、負担軽減を目的とした一時的な預かりのサービスです。放課後の預かり、土日の預かり等にご利用いただけます。

◎費用

○平成25年6月から利用者負担額は次のとおり変更となります。

利用時間	利用者負担額
1時間まで	50円/日
1時間超～2時間まで	80円/日
2時間超～3時間まで	100円/日
3時間超～4時間まで	130円/日
4時間超～5時間まで	160円/日
5時間超～6時間まで	180円/日
6時間超～7時間まで	210円/日
7時間超	240円/日

利用時間は事業所で預かっている時間となります。なお、事業所によってはご自宅と事業所間の送迎を行っているところがありますが、この送迎時間は利用時間に含まれません。

利用者や利用者が属する世帯が生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付制度対象世帯の場合や、市町村民税が非課税の世帯の場合は利用者負担額がかかりません。ただし、これらの世帯にかかわらず、事業所で提供されるおやつ代等は利用者の負担となります。

◎利用時間

○午前9時から午後6時まで。この時間帯においては、利用希望がある場合は必ず開設しておりますが、事業所の定員等から必ずサービスを受けることができるとは限りませんので、利用する事業所とご相談下さい。

◎利用方法

- 利用申請書を受理した後、支給決定した場合は「日中一時支援事業支給決定通知書」により通知します。同時に管理票も送付します。
- 利用が決定された方（利用者）は、旭川市が日中一時支援実施事業所として指定した事業所と契約をすることによりサービスを利用することができます（複数の事業所と契約をすることもできます。）。
- 利用者は支給決定された日数（支給決定量）の中で、サービスを受けることとなります。必ず支給決定量の方を利用しなければならないというものではありません。また、余った日数が翌月に繰り越されるというものでもありません。

◎管理票について

サービスを利用するときは必ず管理票を持参し、サービスを受けた記録を利用した事業所の職員に記入してもらって下さい。また、利用者（又は保護者）は、その月の利用状況を確認するようにして下さい。支給決定量を超えていたり、支給決定期間が過ぎているにもかかわらず利用されますと、全額自己負担になりますのでご注意下さい。

◎更新の手続きについて

更新の手続きは支給決定期間が終わる1か月前からできます。（印鑑が必要です。）

支給決定期間が終わる際には、更新のお知らせをしております。通知書や管理票にて期間をご確認下さい。

日中一時支援サービスがより利用しやすくなっています

(1) その月のみの支給量変更が可能です。



今月の支給量を使い切ってしまった。今週はどうしても行かなければならない用事があるから、今月1日だけ支給量を増やしてほしいな。

緊急の理由により支給量を超えた利用を必要とする場合に、事前にご相談いただくことでその月のみ支給量を増やすことができます（ただし、増やすことが不相当であると認められる場合は支給量の増量はできません）。

特に手続は必要ありません。電話での御相談で結構です。

(2) 他の通所系サービス（放課後等デイサービス等）利用日と同じ日の利用ができます。

通所サービスが終わる時間と仕事の終わる時間が合わない。子供1人で留守番もできないし、共働き世帯だから、通所サービス後1時間程度預かってほしいな。



通所系サービスが終わる時間と保護者の仕事の終わる時間が合わず、その間の預かりの場が必要となる場合に、通所系サービス後に日中一時支援サービスを利用することができます。

このような利用を希望される方につきましては、事前に窓口にお越しいただき、ご相談をいただいた上で、支給決定をいたします。

なお、利用されております事業所の受入体制、審査内容にもよりますことから、場合によっては希望に添えないこともございますのでご了承下さい。